

【令和7年度第4回中標津町自治推進会議報告】

日 時：令和7年11月17日（月）13：15～15：00

場 所：中標津町役場 3階 301会議室

出席者：13名（中標津町自治推進会議委員7名、ファシリテーター1名、事務局5名）

傍聴者：なし

<会議次第>

1 開会

2 会長挨拶

3 議題

町民憲章 唱和



(昭和40年7月1日制定)

わたしたちは、朝夕気高い武佐岳を仰ぎ、標津川の流れとともにひらけゆく中標津の町民です。

はでしない緑の原に、先人のきびしい開拓のあとをしのび、その心をうけて、みんなの力で明るい豊かなまちをつくるために、この憲章をさだめます。

- 1 からだをきたえ、しあわせな家庭にしましょう。
- 1 詩りをもって働き、豊かなまちにしましょう。
- 1 きまりを守り、明るいまちにしましょう。
- 1 自然を愛し、美しいまちにしましょう。
- 1 素養を高め、よりよい文化を育てましょう。

※ 議題に入る前に前回の振り返りと本日の議題確認

(1) 対話の場づくり(10/21 中標津町全町内会連合会との意見交換)の振り返りと確認について

(2) 本日の勉強会～条文&解説書の勉強と意見交換

(3) 次回の勉強会について

(4) 今後のヒアリング先について

(5) その他

4 閉会

<配付資料>

① 会議資料1：【全町連との意見交換会 答申ポイント東田案】



<会議結果報告>

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議題

〔進行：東田ファシリテーター〕



※ 会議に入る前に確認事項

●今後の自治推進会議の開催時間について

東田ファシリテーター

今年1月の会議の際に、委員から会議開始時間を日中の時間帯に変更してはどうかと提案があり、他の委員も賛成し、3月の会議から13:15~開催していたが、現状、欠席者や他の予定があり途中で帰る委員が多いため本当に日中の開催でいいのか確認したい。今の状況が続くと来年度の答申に向けて、しっかり話し合いができるのか不安である。

委員

日中だと他の会議が入った時にどちらか選ばなければならなくなる。

夜の方がそういうことは少ないと思う。

多数決の結果



次回（第5回）より会議開催時間は19:00～とする

※ 前回の振り返りと本日の議題確認

（1）対話の場づくりの振り返りと確認について

《対話の場・振り返り》（資料1）

東田ファシリテーター

参加した委員から感想等話してもらいたい。

参加した委員の感想

- ・女性部への支援を希望されている話が印象に残った。
- ・会員数の減少、役員のなり手不足等課題が多いと改めて感じた。

東田ファシリテーター

活発な意見交換ができたと思う。

会員数が減っていて、人口も減っているのに、世帯数はほとんど変わっていない、むしろ増えているという話は意外だった。

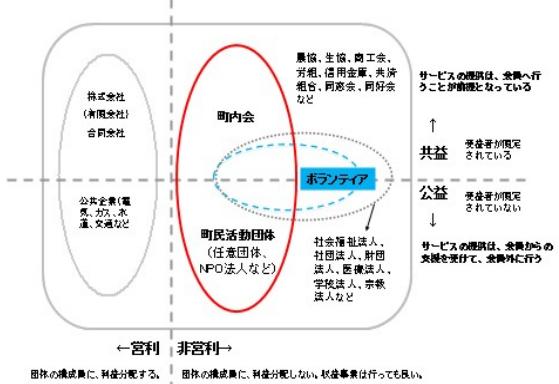
町内会の役割というのが難しいと感じた。葬儀を業者が執り行うようになり、町内会主体でなくなったので、町内会に入るメリットはあるの？と言われてしまう。

資料1 答申ポイント東田案について説明したい。

①解説書17ページ【各種団体の位置関係イメージ図】について、修正を予定している。

赤枠の中に、町内会と町民活動団体が一括りになっている。町民活動団体で働いている人は有償・無償などいろいろな形で活動しているが、町内会と一緒にするのはどうかという意見があった。

図では、赤枠の中でも公益と共益に分かれているということと、この条例の中には町内会と町民活動団体のことが書かれているので、見つけやすいように赤で囲っているが、この図を作った頃よりいろいろな団体が様々な形に変わってきていたため、元々の図を提供した道立センターでも修正している途中である。年度内に完成する予定なので提供させてもらい、さらに中標津らしい変更や修正を加えて解説書に載せられるよう答申に向けて考えていきたい。



②町内会の役割が減った→町内会に入っているメリットが見えない

ヒアリングの際、町内会の役割が減ったことで、町内会加入のメリットがなかなか見えないという話しがあった。自治を推進する観点から、町内会がないと困ることを言葉にできないか。自治推が町内会にどうあってほしいと思っているのかをうまく解説書に盛り込めればいいのではないかと思った。

それを町民がメリットと思ってくれるかどうかは、また別の話になると思うが。

③ヒアリングから知った現状について

町内の世帯の変化がすごく影響している話や町内会だけに頑張れと言われてもなかなか追いつかないというところを、来年度提出する答申書にどのように入れ込めるのだろうか、入れた方がいいのだろうか、私たちが町長に伝えることが全町連にとっていいことなんだろうか、どうなんだろうという迷いがある。

④町内会の加入について

加入率が4割で、役場から災害時避難所の運営をしてくださいと言われても6割が知らない人なのに避難所運営なんてできないという話をしているというところで、もし避難所運営を町内会にと言うのであれば、役場の職員にもっと加入してもらいたいとか、特に市街地の町内会に対して、役場は町内会は必要ないと思っているのだろうかという疑問が自分の中に生まれた。

もちろん町内会加入は任意だが、避難所運営を委ねたいと思っているのならもっと何か支援の方法があるのではないかと思った。これに対して、自治推はどう動けるのか。

⑤町内会との協働等について

加入のメリットデメリットは何なのか。

町内会について条文に入っていることは良いことだと思っているが、自治推としても役場としても支援できないのであれば、このまま条文に入れておくのはどうなのか、どう考えるのがいいのかというのはすごく難しいと思っている。

町内会の中で総務部長や会計ができる人がいるとは限らないので、何か助け合える仕組みがないだろうかという意見も振り返りの際に委員の中で出た。

加入者も減っているのであれば合併するという話も出てくるのか、実際に合併してもいいのではないかという意見もあった。

支援できそうなこと、作れそうなサポート体制、町民同士で考える場の提供等要望が

あれば要望書を提出するなど、自治推ができるることは何かを来年度の答申に向けて真剣に考えなくてはならないと思った。

委員

避難所運営は町内会でという話があるのか。

東田ファシリテーター

胆振東部地震の時にいくつかの学校に避難所が開設された。その時はまずそこの町内会と関係する連長さんが運営にあたり、もちろん市役所や区役所の職員も行ったが地元の町内会がメインで運営した。中標津が実際どう動いているのかわからないが札幌はそうだった。

委員

意見交換の時の町内会の避難所運営は、「例えば」の話だと思う。

事務局

町の防災上、各町内会館は指定避難所になっているが、運営を町内会でという言い方はしていない。

実際には全ての避難所に職員を貼り付けるわけにはいかないので、開設された時には町内会の役員の方にある程度運営の中心を担ってもらうことになるかもしれないが、開設から運営を全て町内会にお願いしますということではない。

東田ファシリテーター

丸投げされているわけではない。

この間ヒアリングした町内会の方たちから、このような意見が出ていたというのが実際のところである。

実際、札幌では市役所・区役所の職員も駆けつけたが、避難所となっている町内会館に置いてある防災の備品や会館の様子がよくわからなくて、結局は地元の町内会が仕切ってくれたという話を聞いた。

委員

災害時の備えをしていて、いざとなったら何とかする体制が作られている町内会は一部でしかない状況。そういう備えをしている町内会を見ているから、自分の町内会にも避難所運営を任せられると思っているのかもしれない。

東田ファシリテーター

任されると思っている人たちに、町内会に避難所運営を丸投げするわけではないという正しい情報をどう伝えられるのか。そう言われたとしても、実際は任されるのではないかという思いもあると思うし、現実的なズレがある気がする。

委員

町内会館に避難してくる人がいるのであれば、そこの町内会の人がというようになるだろうが、だいたいは大きな体育館とか公共施設も避難所指定になっているので、町内会館に避難してくることはほぼない気がする。

自分も含めて、町内会長および町内会の役員も体育館とか大きな避難所に避難して、町内会館に来てとはならない感じがする。

東田ファシリテーター

町内会館は避難先としては近すぎるかもしれない。

今回は避難所の運営を町内会でやってくださいと言われた時には困るという例え話で話していたということでおさえておこう。

委員

町内会の加入率に関して、自分は郡部の町内会でほとんどの住民が加入しているが、実際に活動していてメリットは正直ないと感じる。そういう中でどういう位置づけをしながら町内会が本当に必要なら維持しなければならないのだろうと思う。実際役場からは連合町内会に年間で活動費5千円、会館維持費として1会館あたり6万円程度、ゴミステーションを管理すると管理代15千円をいただいている。それが大きなお金かと言われれば大きなお金ではあるが、本当にそれを渡して支援しているのかとなると、それは違うように思う。

実際、市街地に住む人は家庭ごとにごみも収集してもらえるし、あえて町内会に入るメリットは正直ないのかなと考えてしまう。

東田ファシリテーター

自治とは何かと根本的な議論に戻ってしまい難しい。

これで自分からの答申ポイントの説明を終了したい。

(2) 本日の勉強会～条文＆解説書の勉強と意見交換

- ・第2章第9条～第12条、第5章を音読し、自由に意見を出し合う

★第2章 基本原則に基づく制度

第9条（市民参加の方法）と解説について

○第1号の解説〈市民会議〉、〈まちづくり市民会議〉が今は第2号にあたるものになってきているので整理が必要だと思う。

○第2号の解説〈議会市民懇談会〉は「Nakashibetsu 議会ミルク Café」に変わっている。(※)
都度変更するのはどうかとは思うが、一度整理する必要があると思う。

○第4号の解説の文章最後の〈～～といわれています。〉が他人事な印象を受けるので、言葉を考える必要があると思う。

○解説の「など」と「等」に関して、平仮名と漢字が混在して統一されていない。

⇒ 条文から引用されている場合は漢字で、それ以外は平仮名で統一しよう。

東田ファシリテーター

「町民ファシリテーター」の存在も入れられるといいと思う。候補として現状であれば第5号だが、今後役場と協定を結ぶのであれば、第2号になるかと個人的に思う。

委員

町民ファシリテーターとは、役場が関係して何かやっていることなのか。

本間会長(N-CAN会長)

町民活動団体である「なかしべつ町民活動ネットワーク（N-CAN）」がファシリテーター養成講座を開き、講座を受講した人の中から希望者を町民ファシリテーターとして登録している。先日も2年ぶりに講座を開き、町内外から8名が受講して登録となった。現在48名の登録者がいる。

これまでの自治推進の会議の中で、町民ファシリテーターを町の登録制度にできないかという話が上がっていたが、今後町の様々な話し合いに中立な立場で活動するために、町から依頼があった際にはファシリテーターの派遣や各種審議会等委員の派遣、また、登録名簿の共有などができるよう協定に向けて検討している状況である。

東田ファシリテーター

まだ状況が動いているので町民ファシリテーターを記載できるのか、記載するとしたらどこに入れられるかは不確定である。

今のところ、町ではなくてN-CANで登録している町民ファシリテーターを積極的に利用できるよう登録名簿を共有するという協定を結ぶことになりそうだという状況か。

事務局

内部の話し合いがなかなか進んでいない状況だが、町と団体が協定を結ぶということは重たい出来事であると思う。今現在、N-CANとの協定を考えているが、団体としての組織的なところについて、例えば団体としてこの先の見通しなど町として不安要素があるとすぐには進んでいかないと思う。しかし、町民ファシリテーターは必要な存在だと考えているので、そのへんをもう少しお互い確認し合いながら詰めていけたらと思っている。

本間会長(N-CAN会長)

N-CANは5人で構成されている任意団体で、内部でも先のことを協議して形が少し見えてきたところである。何年かけて町民ファシリテーターでチームを作っていくというような形を今後示していきたいと思っている。

委員

実際に解説書に指定された団体が載るということではなく、あくまで一般的な名称「町民ファシリテーター」を載せるという認識でいいか。

東田ファシリテーター

町民ファシリテーターという存在やなぜこの役割が生まれたのかということ、実際に活躍しているということを書けたら良いと思っている。

第10条（町民の意見提案への対応）と解説について

○解説の下が空いているので第5条を引用して載せても良いのではないだろうか。

○第5条の解説の〈議会町民懇談会〉は、現在、Nakashibetsu議会ミルクcafeという名称で開かれている。（※）

⇒ 次々回の議員との対話の場で、書き方などを確認しよう。

○条文第2項 ～～公表することが適当でないと認められるときは、～～について、誰が判断するのか。

事務局

『情報審査会』という第三者機関があり、そこで決定し最終的には町長が判断する。

東田ファシリテーター

審査会が開かれたことはあるか？

事務局

今のところない。

第11条（住民投票）と解説について

東田ファシリテーター

投票は賛否の二択しかない。こういう条件だったらこうだ等の意見交換がない。投票した結果に対して事前に詳細にしておかないと簡単にはできない。本当に重たい事案しか住民投票にならない。

○住民投票を行う時には、その都度条例を制定して行うのか。

事務局

解説に ～～、本町では、「非常設型」を選択することと～～ とある通り、その時に条例を制定して住民投票が行われる。過去には、町の合併の問題を争点にした住民投票の条例を制定して実施したことがある。

東田ファシリテーター

なぜ住民投票をするのか、どうなったら何が決まるのか等丁寧に考えて条例を作らなくてはならない。重たい案件である。

○有権者の1/50、議員定数の1/12などの割合について、何かの法則によって決められたのか。

制定された時の住民数、議員数からなのか。

東田ファシリテーター

地方自治法をベースに定められている。割合もそこから引用している。

ただ地方自治法は昭和22年の法律なので古い。

○町民の人数は変わっていく。町民の何%、町議の何%などに変更は考えられるのか。

東田ファシリテーター

例えば、今回この地方自治法に基づかないで独自ルールで決めるとして、その妥当な割合は出せないと思う。地方自治法は古い法律ではあるが、この法律を覆して独自の割合を決める根拠がわからない。法律がベースになる。法律に沿って作られていることは大きいことだし、簡単に変更はできない。

やりたいと思った人がいればやれる、そこが大事だと思う。

まず住民投票のための条例を作り、議会を通さなくてはならない。住民投票が必要だと納得できるものをきちんと作り込まないと簡単には通らない。簡単にはできないが本気で変えたいならトライすることはできる。ある意味自治だと思う。

第 12 条（協議の推進）と解説について

○条文の内容がつながらないように感じる。理解するのが難しい。

- ・～～、町民と協働して～～ がどこにかかるのかがわかりづらい。
- ・～～必要な措置を講じ～～ と ～～自立的な活動を尊重しなければなりません。 は別のことを見ているのではないか。

⇒ 解説では さらに～～ とつなげて、別の話をしている。

⇒ 条文も ～～措置を講じるとともに、町民の～～ とつなぎを入れるとわかりやすいのではないか。

○条文の ～～必要な措置～～ とは行政側からはどういうことが考えられるのか。

東田ファシリテーター

解説で 協働の推進内容として、①～～②～～③～～④～～が考えられます。 と例があげられているが、それが措置であり、状況によってパターンはいくつもある

先ほどの町民ファシリテーターもここに記載できるかもしれない。措置の種類も対応策もいろいろある。

○解説① （対話による協働のまちづくりの推進や～～） について、現在策定中の総合計画後期基本計画の中で、これよりさらに進んだ何かが決まりそうだったらそれに変えた方がいいのではないか。

事務局

今現在、これより先のものは上がってきていません。

⇒ 後期基本計画ができあがったら再度確認しよう。

⇒ そこがはっきりすると、立ち位置がはっきりすると思う。

○解説 議会及び行政だけでは解決のできない公共的な課題に対し、協働の推進により町民とともに解決に当たり、自治の推進を図ることを定めています。 について、「協働の推進」は、議会及び行政だけでは解決できない公共的な課題に対して町民とともに解決に当たることを言うのではないかと思う。その後に、協働の推進とはということで①～④が述べられている。

⇒ いろんな言葉が前後している。整理しよう。

○解説④ ～～（町内会への加入促進を図る～～） について、解説書に書いているだけだから弱いのかなと思う。

もしこの後「町内会の役割は大事」となった時には、条文の ～～、町民と協働して～～ のところに「町内会、町民活動団体」を追記するのはどうか。

書く書かないはともかく、そこがはっきりすると行政とも議会とも、町内会との協働の立ち位置というのが強くなるのではないかと思った。

⇒ 第 2 条で町民の定義の中に、～～、町内で活動する法人その他の団体をいいます。 とあるが、第 12 条の解説に「町内会と町民活動団体」は記載されていないので、そこに加えるのはどうか。

⇒ 第 12 条では協働をお互いに担う組織ということで、ここで町内会のことが記載されている。これが第 4 章 町内会及び活動団体につながっていく。

☆第 5 章 議会

第 20 条（議会の役割）、第 21 条（議会の権限）、第 22 条（議会の責務）、第 23 条（議員の

責務)、解説について

⇒ 音読のみ

東田ファシリテーター

次々回に控えている議会議員との対話の場に向けて、読みだけでもやっておきたい。

第5章の内容について、自治推進会議担当の議員に意見をもらう予定である。

また、議員に関する部分の条例を作成する時に、当時の議長を含め議員が会議に参加して、内容について要望や案を出してくれた。当時の自治基本条例作成メンバーとの活発な意見交換を経て条文が決まっていき解説の内容も決まった経緯がある。

(3) 次回の勉強会について

1月：第6章、第7章、第8章

3月：第3章（余裕があれば10章に入る）

令和8年度に第10章、第11章を予定

(4) 今後のヒアリング先について

《12月16日（火）15:00～ CIR（国際交流員）》

東田ファシリテーター

質問を考えてきてほしい。

《次のヒアリング先について》

・ 1 or 2月 中標津町議会議員（自治担当）

東田ファシリテーター

条例改正への検討と解説書の修正、答申書作成のための材料として不足は無いか？

今後、行政のこと等に関して、事務局にもヒアリングをしなければならないかもしれないが、現在決まっている2件のヒアリングで終わらせて良いか確認したい。

自分の中では、若者とのヒアリングで高校生との対話は行えたが、社会に出てる若者との意見交換はしていないので、若者という括りでは薄いのではないかと思う。

この1月～3月でやろうと思えばできるので、思いつくことがあれば出してほしい。



(5) その他

《本間会長から》

1月には後期基本計画が議会で可決されていると思うので、どこかのタイミングでみなさんと内容を共有したい。

⇒ 冊子ができたら配布する

《第5回の会議等日程》

1月16日（金）19:00～(時間帯変更) 役場 101 会議室



(1) 対話の場づくりの振り返りと確認について

- ・解説書【各種団体の位置関係イメージ図】は修正(再確認)
- ・町内会の現状をふまえ、自治推としてできることはなにか

(2) 本日の勉強会～条文＆解説書の勉強と意見交換

- ・第2章(第9～第12条)、第5章(音読のみ)

(3) 次回の勉強会について

- ・1月 第6章、第7章、第8章
- ・3月 第3章 (余裕があれば第10章も)
- ・令和8年度 第10章、第11章

(4) 今後のヒアリング先について

- ・次回 12月16日(火)15:00～国際交流員 ⇒ 質問を考えること！
- ・次々回以降の予定

1月：中標津町議会議員

(5) その他

- ・第5回会議：1月16日(金)19:00～101会議室(寒さ対策を！)

(※) P 5・6に「議会の町民懇談会は現在 Nakashibetsu ミルク Caféとして開催している」という委員の発言がありますが、

- ・町民懇談会 ⇒ 「まちづくりに関すること」「中標津町議会に関すること」「その他、町の重要な事項に関すること」について、5人以上の団体（友人・職場の仲間等）から申し込みがあった場合に開催する
- ・議会報告会 ⇒ Nakashibetsu ミルク Café～ワールドカフェ方式でテーマに沿って、議会議員と町民のみなさんが対話をする場で毎年開催している

となっており、報告書の中の発言は間違った認識でしたので、次回の会議で訂正させていただきます。